

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号				
手続名	地下水の水質浄化に係る措置命令	根拠条項	第41条第1項、第2項				
処 分 基 準	<p>(1) 処分を行う場合 地下浸透水の浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するために必要な限度において、相当の期限を定めて処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 当該特定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、地下水の水質浄化のための措置を講ずべきことを命ずる。 必要に応じ、地下浸透水の浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して、地下水の水質浄化のための措置を講ずべきことを命ずる。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	目次	